

千葉県

地域ぐるみ 福祉振興基金

令和7年度

募集

応募
期間
(共通)

令和7年

4/1(火)~5/12(月) 必着

① 市民福祉活動団体助成事業

上限

10万円



② ひまわり助成事業



①新規事業

②拡充事業

上限

200万円

上限

100万円

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金について

詳しくは
こちら

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金は、民間の社会福祉活動の推進・充実を図り、県民福祉の増進に寄与することを目的に昭和57年に設立されたものであり、民間の社会福祉活動に対して助成を行っています。

千葉県社協



で検索



お問合せ先

千葉県社会福祉協議会

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5
TEL:043-245-1101 / FAX:043-244-5201

1 市民福祉活動団体助成事業



対象となる事業
(例示)

- 1 事業啓発用パンフレットやリーフレットの作成・発行
- 2 県民向け講演会や高齢者・障害者・児童等に向けた講習会等の開催
(福祉講演会、ボッチャ教室、手話教室、障害についての勉強会等)
- 3 高齢者・障害者・児童等を対象とした食事会・交流会等の開催
(サロン活動、クリスマス会、パソコン教室等)
- 4 高齢者・障害者・児童等の日常生活支援
(配食サービス、車いす点検、子ども食堂、見守り等)
- 5 活動の規模拡大、老朽化等に伴う備品・機器の購入、買い換え
(パソコン、プリンター、テーブル、椅子、ユニフォーム作成等)



助成対象経費

上限
10万円

対象経費

- 消耗品費 ○会議費(茶菓子代、飲料代、弁当代等含む) ○印刷製本費
- 賃借料(会場代、バス借上げ代等)
- 旅費交通費(講師・出演者・当該事業に係るスタッフの交通費等) ○通信費
- 諸謝金(講師、出演者等) ○サロン等開催に係る飲食代(茶菓子代、飲料代)など
- 修繕費(資機材の修繕に要する経費等)など、事業に直接必要な経費

対象外経費

- 職員、運営スタッフ等の人件費(日当を含む) ○光熱水費、家賃などの団体の運営経費
- 団体の会員のみを対象として親睦を目的に行う事業に要する経費 ○アルコール飲料

2 ひまわり助成事業

A 新規事業

B 拡充事業

新規に事業を立ち上げたい団体

事業の拡充をしたい団体

対象となる事業
(例示)

- 1 高齢者や障害者を対象とした有償家事援助サービス
- 2 高齢者や障害者のための外出支援サポート
- 3 保護者が昼間不在の児童に対する放課後支援や学習指導事業
- 4 障害者やけがをした一般住民への車いす等の貸し出しサービス
- 5 活動の規模拡大、老朽化等に伴う備品・機器の購入、買い換え

助成対象経費

上限
200万円
A 新規事業
上限
100万円
B 拡充事業

対象経費

- 備品費(自動車、エアコン、パソコン、机等)
- 工事費(手すり等の設置、ネットワーク通信機器の整備、老朽化部分の修繕等)
- 印刷製本費(広報用リーフレット作成等)
- 賃貸料(会場代、バス借上げ代等) など、事業に直接必要な経費

対象外経費

- 職員、運営スタッフ等の人件費(日当を含む)
- 光熱水費、家賃などの団体の運営経費
- 団体の会員のみを対象として親睦を目的に行う事業に要する経費 ○アルコール飲料



詳細は千葉県地域ぐるみ福祉基金助成事業募集要項をご覧ください